

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

9番、谷進介議員の質問を許します。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 発言の許可を得ましたので、通告にのっとり質問をいたします。

煙樹海岸活性化（基本構想）に関し、その中の幾つかの事業についてお聞きします。

水産加工販売施設、煙樹海岸キャンプ場、第1若もの広場改修工事、これらがこの煙樹海岸活性化（基本構想）の主要な施策と思料されることから、これらについて、例えば重要施策等にあるように、事業の必要性、その内容や事業費とその財源、また到達目標と求める成果、見積もられている収支の状況や効果について、具体的に明確にお示し願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

谷議員のご質問、煙樹海岸活性化（基本構想）についての水産加工販売施設、煙樹海岸キャンプ場、第1若もの広場工事を一括してお答えいたします。

初めに、事業の必要性として、煙樹海岸活性化プロジェクトの立ち上げに至った経緯を説明しますと、美浜町における人口減少対策を総合的かつ効果的に推進していくため、平成27年10月に美浜創生総合戦略を策定いたしました。

また、令和3年3月には、国における第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略とも連動させつつ、第2次美浜創生総合戦略を策定し、令和7年度（2025年）までの計画となっています。

なお、総合戦略の基本的な考え方については、人口の減少を抑えること、人口の減少に備えることという2つの視点から、美浜創生総合戦略を組み立てています。

その総合戦略で定めた事業の幾つかを複合的に実施するために、平成28年度にプロジェクトを3つ立ち上げました。そのうちの 하나가産業力の強化、煙樹ヶ浜を活用した交流拡大、町内交流の促進を目的としたProject A（煙樹ヶ浜）煙樹海岸活性化のプロジェクトであります。

プロジェクト当初は、アンテナショップMIHAMAを煙樹海岸キャンプ場管理棟において立ち上げ、地元産品を売る場所を設け、物品販売を行いましたが、令和元年5月をもって閉店しております。

続いて、現段階で取組予定等の各事業についてご説明いたします。

水産加工販売施設につきまして、まず、背景として漁業者の高齢化、後継者不足による水産業衰退からの脱却、振興を目指し、拠点となる水産加工販売施設の設置に向け、関係

者と協議を重ねながら実施設計業務を進めています。財源につきましては、防衛施設周辺整備助成補助金及び過疎対策事業債を活用したいと考えています。

先ほども申し上げましたが、現在施設の設計業務を行っており、現時点での概算工事費は約2億60,000千円、用地費約36,000千円を試算しています。これから詳細な設計、積算に入っていきますので、変動することが考えられますが、潮騒かおる煙樹ヶ浜憩いの広場と併設した形の水産基盤施設の整備により、漁業振興、観光誘客により、美浜町全体の活性化につなげたいと思っています。

また、令和4年度に実施した費用便益分析の試算において、便益に対し建設費や維持管理費に要する費用で除して算出した費用便益（B/C）は2.7で、施設整備により漁業者や来訪者、地域にとっても便益が得られる結果となっています。

ただ、留意点として、利用者が少ないと思われる開設当初は地域需要に応えるため品ぞろえを充実させる、購入の増える3年目以降についてはリピーターを増やしながらか購入単価を大きくしていくために、関係者の協力の下、できるだけ多様な水産物を確保するなどが上げられます。

次に、煙樹海岸キャンプ場につきましては、第2次美浜創生総合戦略において定める様々な事業のうち、既存観光コンテンツのブラッシュアップ及びPR、美浜町の特色を生かしたまちづくりを行う事業として、煙樹海岸キャンプ場を令和5年4月10日から通年開設しております。

令和5年度実績では、施設利用者5,807人の皆様に来場していただき、施設利用料は7,154,350円であり、当町キャンプ場特有の自然の中で、ロケーションや釣りなどを含めアウトドアを楽しんでいただきました。また、事業費支出につきましては、人件費で約6,000千円、その他で約2,000千円の経費であり、財源については一般財源となっています。

キャンプ場を年間通じてオープンすることで、当町への関係人口、交流人口の創出、また観光振興等につながったのではないかと考えています。

なお、令和6年度は引き続き町直営で通年開設しており、5月のゴールデンウィーク、4月27日から5月6日は施設利用者1,513人の方の来場があり、施設利用料は3,024千円という結果となっています。

目標指標としては、総合戦略におけるKPIである観光入り込み客数2万9,000人と、ホームページ等の閲覧数月1万5,000件を目指しております。

最後に、第1若もの広場改修工事についてでございます。

スポーツの振興は、申すまでもなく青少年の体力と豊かな人間性の育成、住民の健康増進や体力保持、地域住民の交流促進と地域コミュニティの活性化が図られるという側面があります。特に高齢者の健康増進や体力保持に欠かせないのではないかと考えます。また、地域住民の交流促進と地域コミュニティの活性化は、地域防災機能の強化や地域のセーフティーネット機能構築に大きく影響するものと考えます。これらが事業の必要性の

根幹であると私は認識しています。昭和43年度に第1若もの広場が設置されて以降、多くの町民の方々が利用し、各種競技大会の会場としても活用されており、社会スポーツ施設の拠点の一つとして、その重要性は変わっていません。

今回計画してございます第1若もの広場の再整備でございますが、事業の中核をなすグラウンドの人工芝生化は、グラウンドコンディションを気にすることなく利用することができるようになります。また、新たに少年用サッカーゴールやコーナーフラグなども整備し、活用の幅も広がります。さらに、テニスコート、ゲートボールコートを移設することにより、吉原公園内での長年の地盤沈下の問題が解消されるとともに、駐車場を設置することにより利便性も高まることとなります。これらは事業の到達目標・成果の一つではなかろうかと思っております。今回の再整備事業により、第1若もの広場がより魅力的な施設となり、本町の魅力の一つとして発信できるものと考えています。

施設ごとの内容や概算事業費とその財源内訳につきましては、お配りさせていただきました資料に記載しております。

概算ではございますが、現時点において総事業費を4億32,900千円と見込んでいるところ、この額につきましても下限値として認識し、今後詳細な設計を進めていくに当たり、その増額も予想されるところです。

財源でございますが、スポーツ振興くじ助成金が上限額の48,000千円、残りのほぼ全額を過疎対策事業債で賄うとすると、仮に2か年での施工では、必要とされる一般財源は200千円未済となります。スポーツ振興くじ助成金や後年度の交付税措置が高率である過疎対策事業債を有効に活用し、事業を進めてまいります。

今後も各事業を確実にを行い、プロジェクトを推進し、第6次美浜町長期総合計画及び第2次美浜創生総合戦略で定めている目標を達成できるよう努めてまいります。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） まず再質問の前にですね、答弁漏れと私は思うところがありますので、ご指摘させてもらいます。

1つ目の水産加工販売施設に関しては、費用便益分析を行い、B/Cが2.7とはっきり具体的なご答弁をいただきました。2つ目の煙樹海岸キャンプ場に関しては、昨年度の実績から、施設利用料として7,154,350円、支出は人件費、経費等を合わせて8,000千円と、これも具体的なご答弁であります。対して、第1若もの広場改修では、現時点の総事業費答弁がなされているだけではないのでしょうか。

私の質問は、繰り返しになりますが事業の必要性、その内容や事業費とその財源、また到達目標と求める成果、見積もられている収支の状況や、ということにあります。これらからすると、第1若もの広場の改修工事に関しては、収支の状況についてのご答弁をいただけていないと言わざるを得ないことから、ここについては答弁を求めます。

1回終わらんとそのまま再質問に入りますね。

まず、ご答弁の中から、3施設の大きな特色に、水産加工販売施設と煙樹海岸キャンプ

場の想定利用者は、主に美浜町住民以外の方、第1若もの広場のその想定利用者のそれは、主に美浜町住民の方というふうに小職は理解していますが、これについて異論はないですよ。これが1点目の質問になります。

水産加工販売所、背景については、そもそもこの事業が我々の国、日本の防衛を担う自衛隊、陸上自衛隊による煙樹海岸における訓練実施同意等に際して、これについて我々美浜町議会についても2度の議会議決がなされていることは、皆さんもご存じのことだと思います。その訓練実施の同意取得に際して漁業者の方とお約束した漁業振興策、これがこの事業の背景のはずであります。すなわちこの事業は、全国の市町村で押しなべて行われている一般の事務事業とは趣が違うことをご理解の上での議論が必要で、誤った認識の上に立った議論は慎むべきと申し上げておきます。

さて、予算は現時点で約3億円。この事業は防衛施設、ご答弁にあるように助成金で補助金があることから、町の債務負担つまり借金は約3分の1程度のはずですよ。これは1億円程度と考えられ、便益が十分図られる結果ということですから、何ら申し上げることなく、着実な事業の進行を見守りたいと考えております。

次にキャンプ場、この事業も、そもそも発端からすれば数十年前からの町の事業のはずですよ。答弁から令和5年度で赤字額が1年間で850千円弱。黒字化するには、これは黒字化ということにこだわるならば、オフシーズンに少し営業をやめれば、そこはもう簡単にクリアできるはずでしょう。しかし関係人口の増加等の町の目標からすれば、これぐらいのことは十分に評価に値すると考えておりますので、これについても見守っていきたいと思っております。

3つ目の若もの広場の改修であります、ここで質問です。現状の利用者を、例えば乳幼児、未就学、その他児童・生徒、学生、生産年齢者、高齢者等、年代層別にお示しを願いたい。なお、その際、利用者数についてもお示しを願いたい。また、住民のうちどれぐらいの割合の方が利用すると考えているのか、これもお答えを願いたい。

予算について、必要とされる一般財源は200千円未満とのご答弁ですが、あたかも町の負担がまるで200千円未満であるかのような答弁に聞こえました。

しかし、これはよく考えると、見込まれる助成金、これはあの何かの最大値らしいですが、以外、それが全て町の債務、負債、つまり借金となるわけですよ。それは文言で言うただけで、今のことを繰り返して質問にしたいと思えます。

改修工事費が現時点で約4.3億円、助成金を差し引き4億円弱が今申し上げたように、債務、借金。しかも増額が予想されるということでもあります。そうなりますと、借金のほうは5億円、6億円となっていくようなこともあるというわけですか。これもお答えを願いたい。

以上、ご答弁お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 全体的な今の質問からお答えさせていただきます。

美浜町の住民だけが第1若もの広場を使用しているのか、異論はありますかということですが、現在の第1若もの広場の現状を申し上げますと、もう昔から谷議員もご存じだと思いますが、冬場に限らず北風が強く吹き、今この影響から若もの広場の南半分側に砂が堆積し、北側が痩せた状態となっている状態でございます。風が吹くと砂ぼこりもきつく、民家のほうへも流れていっているようでございます。

グラウンドについては、その影響から毎回半分より南側について、堆積した砂を重機を使っての整備が必要と考えられるのですが、なかなか整備が進んでいないということから、体育協会等の総会でもそういうグラウンドの整備の要望も出ておりました。毎回の整備を考えた場合、やはりどこかで抜本的な整備が必要と考えております。やはり昭和の時代に建設されて、何もそこから、街灯と、とはつけておりますが、そういうことから進んでおりませんので、人工芝への抜本的にやはり人工芝への整備が望ましいと考えられます。

魅力的な施設となることで、やはりいろいろな大会が開催できることになりまして、交流人口の増加につながり、ひいては水産加工販売施設などの集客にもつながると思っております。だから決して美浜町の住民さんだけではない、今現在もテニスコートを使用している方も美浜町だけの方ではございません。だから美浜町民だけとおっしゃられるところには、少し異論があるのかなというふうに考えております。

もちろん過疎債ですので借金です。それも一応70%は交付税で返ってきますが、あとの30%については、私として考えましたらやっぱり一般財源を用いてということですが、その一般財源はふるさと納税を用いて、この3施設もそうですけれども、やはり過疎債を活用しましたら借金が起きてきますので、その30%はやはり一般財源になりますので、この3施設についてもふるさと納税を活用したいと考えてございます。

あと、総事業費の関係ですけれども、今まだ段階、お配りしています設計からまだ前へ進んでおりませんので、そこら辺きっちり出せというのはちょっと難しいかとも思いますが、担当課長、ちょっとそこら辺については課長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、答弁漏れの件かと思います。

本当にこの頂きました通告を読みますと、見積もられている収支の状況、ここで本当に直感的にどうしたものかというふうに考えたわけなんですけれども、最終的に答弁に書かずに至った経緯というのは、若もの広場というのは、基本まあ何と云うんでしょう売上げがあるとか、そういった収支というんでしょうかね、収益というのか、そういうような施設にはちょっと該当しないというところで、なかなかそういった形の収益的な見込みを全く持っていない、ちょっとそれにそぐわないのではないかと思ったところでございます。

ただ、例えば、若もの広場の利用料というのはですね、過去数年間の決算を見ますと、100千円以下、吉原公園のテニスコート等につきましてもですね大体200千円から300千円の年間の手数料を頂戴しながらというところでございます。

そういったところで、収支の状況というのはちょっと、ちょっとなかなかそれにはそぐわない施設なのかなというふうに判断して、答弁を書かなかったというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 具体的な利用者の人数とか年齢。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません。利用者数なんですけれども、ちょっと申し訳ございません、あの書類を持ってきたつもりなんですけれども、ちょっとないのでちょっと取りに行かしていただいてもよろしいですか。

○議長（谷重幸君） あるんですか。

○教育課長（河合恭生君） あります。あります。

○議長（谷重幸君） そしたら、しばらく休憩します。

午前九時二十三分休憩

———・———

午前九時二十七分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 貴重なお時間を大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

利用者数というよりもですね件数、令和5年度の実績で申しますと、第1若もの広場、令和5年度では320件、4年度が351件、3年度は332件、2年度は269件でございます。

テニスコート、令和5年度199件、4年度が250件、3年度が192件、2年度が195件でございます。

吉原公園のゲートボール場、5年度が310件、4年度が306件、3年度が304件、2年度が302件でございます。

なお、若もの広場でございますけれども、令和5年度320件と申しました。そのうちグラウンドゴルフの方々が241件利用されていると、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） はい。今の数字のご答弁、ちょっと僕が求めたとは違うんですが、そこまでそもそも控えていないのかも分かりませんので。いや、これを聞いたんは、私のその前の質問の仕方が悪かったのか、少々町長がご立腹ぎみにご答弁されたので恐縮しましたが、町外、町内と分けたのは、主に町内向けか町外向けかという、そういう仕分の意味でお聞きしただけで。そうすると、主に町内の方がご利用されるであろうこの第1若もの広場であれば、この利用者の内容をお聞きして、それがその本当に美浜町の住民の方全域からご利用があるのかどうか知りたくっての質問だったわけです。結局、今のご答弁でもそれは不十分だったので、これはまた次の機会にでもお聞きします。

ただ、答弁漏れの件についてですが、担当課のほうで最後のほうに、そういう便益を計算するには値しないと、不向きというか、そういうのではないというふうなご答弁でありましたが、これは町長や特別職の方もそれは同じご意見なんですか。まあまあご意見なんですよね。

これ小さくてすみません、これ兵庫県淡路島の施設です。球場があつてサッカー場が1、2、3、多目的グラウンド。これでもちゃんと便益の計算をされております。ご存じでしょうが、仮想市場評価法（CVM）ですね。これ国交省からこの運用について21年7月から出ております。また違うことですが、農水省のほうでも総合整備事業における総費用便益比の算定方法とか、170ページぐらいの文書です。最初の国交省は40ページです。その他、例えば千葉県北東部の小学校の校庭の芝生化。これも同じように、この仮想的市場評価法にて便益計算がなされています。そうですね、そのほか論文においても4本、5本と、ほんの1時間程度でこれぐらい調べられました。

だから計算方法がないとか、職務精励義務には問題ないんですか。できないとかできる、これはたしか前回の本会議か何かでこういう便益を計算すべきで説明すべき、町の行政が施策をする上での説明責任を果たす上でも、当然にしてすべき業務の一環ではないんですか。あやふやに、あやふやというか、すみません、それは主観なのであれですが、200千円未満の支出だと。

先ほど、町長答弁の中で過疎債を利用して云々とおっしゃっていましたがけれども、公債費、つまり起債の償還、これの財源は何なんですか。総務課長、一般財源ですよ、もちろん。一般財源でしょ。何もどっかからお金が降ってくるわけじゃないんです。

だから、第1若もの広場改修工事に関しては、現時点で約9割が全て借金、債務、借金でしょう。それを何か違うようなご答弁をされたような気がしますが、それはだから債務だろうということと、この仮想市場評価法、こんなに何かポピュラーに出ているような話を黙殺されて、便益の計算もせずに数億円、今は下限値、上限値は分からないというような方法で進めていくわけですよ。これもう再々質問になるので、そのあたりは十分お答えを願いたい。

よって、町長はふだん、我々も同じ考えですけれども、1人の犠牲者も出さないためにしなければならないこと、できることはたくさんあると思います、これ何かあげつらうように申し訳ないんですけれども、町のページの一部のコピーです。ここに東南海・南海地震対策プロジェクトという項があります。これは平成21年度の文書ですよ。2小学校の耐震化に努めますであるとか、防災行政無線の整備に取り組みますとかで終わった文書です。何もうそを書いていないからいいんでしょう、いいんでしょう。でも、今のこの、これからもう十数年もたって、最低終わりましたぐらい、もしくはもう違うのであれば、これがしなければならないことじゃないんですか、ふだん。

できることからとかすれば、例えば4億、5億あればですね、町民全員に家具固定や感震ブレイカーができるのではないんですか。耐震改修工事補助でも数百人に1、000千

円ずつ、国、県の補助があれば2,000千円以上の耐震改修工事ができるんじゃないですか。しなければならぬというのは、町全体の耐震化率の向上だと思いますが、いかがですか。

また、避難路の整備や拡幅、誘導灯にどれくらいできるんですか。上下水道の耐震化の問題もあります。一時避難場所や備蓄品の充実もそうでしょう。避難所の充実もそうです。

さらに、気象庁地震火山部の本年6月7日発表の南海トラフ地震関連解説情報、ご存じですよ。南海トラフ沿いの大規模地震、マグニチュード8から9クラスは、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70から80%。昭和東南海地震、昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態であります。また、南海トラフ地震危ない県ランキングで、和歌山県は静岡県に次いで2位であります。死者数は8万人とも言われております。別の新聞記事では、地震の臨時情報って僕は知りませんでした。知っている方は3割だそうです。

また先日、同僚議員と訪ねた能登地方では地震発生から4か月でしたが、ほとんど手つかずの状態でありました。最近はまだ国によるというのかな、片づけが進んでいるような記事も見ましたが。また奥能登での廃業は109事業所とも言われています。

要は、地震・津波対策特別委員長を拝命しておりますので、このあたり重点的に見てしまうということもあるんですが、要は、だからその今言ったその便益の話ですね、私が申し上げた仮想市場評価法、そういうのを知っていたかどうか。また、今ここでご紹介したのであれば当然やるべきと考えますがどうかということと、今述べた1人の犠牲者も出さないためにしなければならないこと、できること、南海トラフ大規模地震の発生確率が今後30年以内で80%にも達し切迫性が高いこと、またその地震が危ない県ワースト2位で死者は8万人とも言われていること、地震情報等の浸透が遅れていること、能登地震初期復旧が大幅に遅く感じられること、さらに廃業も多いこと、これらを踏まえた上で聞きします。

若もの広場の人工芝生化が優先する事業なんですか。はい、いいえで結構です。明確にお答えください。今後30年なら我々も存命かもしれません。美浜町の今後のため、住民の皆さんのためにも、明確にお答えを願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の再々質問にお答えいたします。

しなければならぬこと、もっといっぱいあるん違うかというお話です。もちろんそうだと思います。でも、私、何にもやっていないように思われてるのかなと今聞きながら思いましたけれども、いろんなことをやっぱり何でも前に進めているつもりです。そういうふうにとられてるのはちょっと心外のようにも感じます。もちろん防災についてもいろいろやっておりますし、これからもまだやらないといけないことをやっていくつもりです。でも、本当に防災ばかりをやっていたらまちづくりができなくなってしまう。そういうふうに思いますし、いろんなことをやっぱり幅広くやっていきたいというふうに考えております。

もちろん道路の拡幅についても、今できるところからどんどん進めてございます。これもやはり防災に関しましてですし、まあ、これからいろいろと防災の担当課長とも、担当課とも話をしていますから、こういうことせんなんというような協議はしてございます。

それと便益の話でございますが、やはり社会スポーツ施設として、我々は健康増進、それと、そういう皆さんが楽しんでいただけるような施設、もちろん抜本的にはこれからも直していかないといけない、どんどん何ていうんですか、都度都度お金をかけていかんなんていうことでありましたら、やはりこの有利な過疎債があるうちに、もちろん議員おっしゃっているようにこれは借金です。一般財源からも3割出していかなあかんのですが、やはり今使える過疎債ですので、これを今使ってやっていかないと、これから過疎債というのもどんどん過疎のところが増えてくるので、なかなか難しいというふうにも聞いておりますし、今、抜本的な修繕をしていかないと、今後もうできなくなってしまうんじゃないかというふうにも考えております。その3割についても、もちろんふるさと納税を活用したいなというふうに思っております。

だから、もうけようと、もうける施設ではないというふうには、私ども認識しております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 私の質問の仕方が悪いんですか。今の質問は、その過疎債がどうか、今までがどうだったかとかじゃなくって、私はできることをしなければ今ならないと私が考えることを申し上げただけで、それ以前のことが足るとか足りないとかというのは、一切ないと思います。何なら速記録を見てもらえますか。

質問は、僕がすべきこと、しなければならぬことも優先するのかという質問です。あなたのお考えがね。何も答えてないじゃないですか。全然違うことをあだこうだと言われたというふうには、今の答弁では私は取れないです。

まあ過疎債、まあ公債、起債どうこうもありますが、結局、起債も例えばこの事業で4億円、5億円過疎対策債をすると。そうすると起債の償還額に応じて、また別の起債が立てられないこととなりますよね。年間の起債償還額を基に起債の計画を立てて云々と、何かいつも当初予算で答弁いただきましたんでね。

これが立てたために、こちらの別の起債が立てられない、そういうことでしょう。それも結局、過疎債だから、どう言ったらええんかな、過疎対策債を借り入れたっておかしいですが、その例えば4億なら4億としましょ。4億が全部起債残と載るわけでしょ。そのうちの3割がどうか何とか言いますが、結局起債の残高は全額が起債の残高。その中で交付税措置が云々とかいう話はまた別の次元の話でしょ。財政を組む後で、担当者、そうなんでしょう。間違っていたらご指摘もいただけたらあれですけども。

だから、そういう、そのまたスポーツ事業に関してね、これまさにスポーツ施設じゃないですか、兵庫県の、淡路島の。もっと規模でつかいですよ。国の省庁からもその取扱い

について出ると。それで便益の計算しない。僕は何ももうけろとかこれっぽっちも言ったことないですよ。この例えばこれにしても、直接の利用価値とかその168億47,000千とか、間接利用価値2,000千、これでっかいからね。そんなふう便益額算出していますよね。これは高いとか安いとかそういうのはどけてですよ。

だから仕事はちゃんとやりませんか。そういうことをやめて、その僕が言うように本当に、じゃ、もうもう最後にもう一度だけお答えください。

この芝生化のほうは今まで僕がいろいろ述べたことよりも優先するという事なんですか、はい、いいえでお答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） はい、いろいろやっている中でも同じように、これを進めていきたいというふうに考えております。

○9番（谷進介君） じゃ、もう結構です。

以上になります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は9時55分です。

午前九時四十四分休憩

———・———
午前九時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

5番、山崎議員の質問を許します。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和6年第2回定例会一般質問を行います。

私は、住民健康診断について、旧三尾小学校跡地について、高齢者外出支援事業についての3点についてお伺いいたします。

まず初めに、住民健康診断、人間ドック検診項目についての質問です。

今年も既に国民健康保険による人間ドック検診が開始されました。今年度から、我が町の集団健診及び個別健診におけるがん検診は無料になりました。このことから今まで以上に受診率も向上し、がんの早期発見、早期治療につながると期待しております。

さて、昨年度における私どもの一般質問で、この人間ドックに脳ドック及び心・血管ドックを選択肢として追加して考えられないかと申し上げ、考えていないとのご答弁でしたが、今年度の日高管内他4町におけるドックは、脳ドックや心・血管ドックの選択ができています。選択肢がないのは残念ながら我が町だけです。

令和4年度の死亡原因を見ると、全体の第1位は悪性新生物、すなわちがんであり、2位は心疾患、3位は老衰、第4位は脳血管疾患です。がんの死亡率は年々上昇して男女ともに1位、男性2位は心疾患、3位は脳血管疾患、女性に関しては男性より長寿の人が多いためか、心疾患を抜いて老衰が第2位に上がり、3位は心疾患です。

以上の死亡順位から見ても、やはり脳ドック、心・血管ドックは必要と考えます。

また、集団健診において、喫煙指数600以上で喀たん細胞診検査を実施しておりますが、日高病院のドック検査項目には細胞診の項目は入っておりません。昨年的一般質問でのご答弁で、北出病院では実施しておりますから、そちらで受診してくださいとのことでした。しかし、受診施設が2か所であったとしても、検査項目は同様にすべきと考えます。肺がんのスクリーニングとして喀たん細胞診は重要ですし、日高病院で喀たん細胞診の検査ができないとも思えません。

また、前立腺P S A検査について、何度も複数回、昨年度も質問させていただいておりますが、町長から、県が今実施している町にもそれを実施しないようお願いしているということも伺ったとのご答弁をいただきました。しかし、他町では今年度も集団健診項目の中に、希望者は3千円でP S A検査を受けることができますと書かれていました。がん検診としての推奨はしていませんが、自治体の努力で検査項目に入れることを禁止するものではないというスタンスのようです。

ここで、来年度の住民健康診断に向けての質問です。

- 1、脳ドック、心・血管ドックのドック項目を追加いたしませんか。
- 2、全ての喀たん細胞診検査対象者が検査を受けられるようにしませんか。
- 3、集団健診検査項目に前立腺がんP S A検査も選択できるようにしませんか。

以上、3点について実施し、高齢者をはじめ住民の皆様が元気で暮らせるやさしいまちの実現を目指していただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の1項目のご質問、住民健康診断についての1点目、脳ドック、心・血管ドックのドック項目を追加しませんかにお答えいたします。

当町では現在、国民健康保険事業として人間ドックの1日ドックと2日ドックを実施しています。今回さらに人間ドックの選択肢を広げることは、国民健康保険事業の単独事業分として国保被保険者の皆様の税負担につながることでございますが、国保被保険者の健康増進のために、来年度から脳ドック、心・血管ドックを選択肢に追加して実施できるよう、人間ドック実施機関と受診可能枠等の協議、調整をまいります。

2点目、全ての喀たん細胞診検査対象者が検査を受けられるようにしませんかにお答えいたします。

当町では現在、集団健診において喀たん細胞診検査を実施しています。また、人間ドックの実施機関の1か所でも実施しています。昨年の第3回定例会の議員の一般質問でもお答えいたしました。実施機関での検査項目は全く同じということではありません。おのおの実施機関で細かい検査の有無等の違いはございます。受検者の方が希望する検査を選択することで、検査対象者が全て検査を受けられると考えてございます。

3点目、集団健診検査項目に前立腺がんP S A検査も選択できるようにしませんかにお答えいたします。

PSA検査につきましても、昨年の第3回定例会の議員の一般質問でもお答えいたしましたが、前立腺がん検診ガイドラインにおいて、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、現在のところ、健康増進事業による住民対象の対策型検診として実施することは勧められないとのことにより、集団健診項目の中に記載することは考えていません。任意型検診の人間ドック等でのオプション対応で受診いただければと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） それでは、健康診断についての再質問をさせていただきます。

脳ドック、心・血管ドックについて、来年度から選択肢に追加実施できるよう協議、調整していただけるとのご答弁は、住民の皆様にとって健康管理上有益であり、大変ありがたいことです。死亡原因の上位である脳血管疾患はじめ心疾患の早期発見、早期治療ができる体制、ついに我が町になることは、毎年ドックを受けておられる住民の皆様も、きっと町の対応に心強く感じられると思います。

次に、喀たん細胞診検査についてですが、集団住民健診や北出病院の人間ドックコースでは、40歳以上で喫煙指数600以上の対象者には自己申請すれば受けることができます。厚生労働省のがん検診ガイドラインにおいても肺がん検診項目に上げられており、40歳以上の喫煙指数600以上を対象に年1回検査となっております。

しかしガイドラインにある検査が、人間ドックの受入れ施設によって検査項目が入っていない。反面、前立腺がんPSA検査については、ガイドラインでの推奨がないことで項目に追加できないのご答弁です。ガイドラインに沿って検査項目を決めているのではと少し矛盾を感じます。また、PSA検査は、厚生労働省が実施することを禁止しているわけではありません。

以上のことから、やはり来年度から肺がん検診の喀たん細胞診検査対象者が、全ての検査場所で受けることができるようにするべきではありませんか。

次に、前立腺がんPSA検査も希望する人に検査をする機会をあげませんかということでもよろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

2点目、3点目につきましては、先ほども答弁したとおり、やはり2点目については、おのおの実施機関で違っております。その分で皆さんがどれを受けたいかというのを選択していただいていますので、やはりそれで全ての検査を受けられると考えてございませし、PSA検査につきましても、全ての項目の中にオプションということも今のところ考えてございませぬ。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） そのドック項目に関することですけれども、対象である2施設と

子育て健康課のところで協議されて決めているというふうに、施設のほうとも聞いております。ですので、がん検査が、全てほかの一般の集団健診でもがん検査に関しては無料になっているということから考えてみても、ほかの分どれが必要なか不必要なのか、不必要な検査というのはないかと思うんですけれども、そのときの協議でぜひ入れていただけるようお願いしたいと思います。

ちなみに聞きましたところ、がん細胞検査に関しましては、3,500円程度だそうです。実費でということです。

じゃ、以上で、1つ目の質問を終わります。

次に、三尾小学校跡地についての質問をさせていただきます。

旧三尾小学校が閉校されたのは平成20年3月31日です。あれからもう16年が経過しております。現在、日高管内の小学校や中学校の統廃合のニュースは決して珍しくなく、少子化が進む中、廃校も増加しております。廃校の跡地及び校舎の再利用については、他町では指定管理者を設定して、レストラン経営等跡地利用を工夫されているようです。

旧三尾小学校については、そういった利用は現在全く行われていませんが、令和6年度の美浜町マスタープランの中に、廃止された三尾小学校の校舎とその跡地は貴重な地域資源であることから、地域活性化に向けての活用方法について起業・創業への支援や企業誘致などの活用も含め、地域住民と共に検討しますとありました。

また現在、運動場に関しましては、グラウンドゴルフのチームは使用していますが、子どもたちやその他の住民は使用できていない現状があります。

これらのことから、次の質問です。

- 1、閉校ときに小学校跡地の活用方法について、どのような検討がなされたのでしょうか。
- 2、管理・運営に関する条例等は整備されていますか。
- 3、マスタープランにある跡地整備計画について、既に検討されているのでしょうか。
- 4、現在、校舎を含め跡地の利用状況に問題はないですか。
- 5、遊具も整備の上、跡地に公園を設置しませんか。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の2項目のご質問、旧三尾小学校跡地についての1点目、閉校ときに小学校跡地の活用方法についてどのような検討がなされたのでしょうかにお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、少子化の影響もあり統廃合の結果残った校舎を利用して、最近ではカフェ経営や宿泊施設として利用している学校跡も多数ございます。三尾小学校が廃校となった平成20年当時は、そのような再利用をしている施設はそれほど多くなく、旧三尾小学校跡地の活用方法については、検討委員会のようなものが三尾地区で立ち上がったようにお聞きしていますが、廃校から16年経過し、検討はそれより数年前のこととな

りますので、資料が何も残っておりません。ただ、当時の三尾地区との協議において、地域のコミュニティーセンターとして活用すると共通認識の下、三尾地区で管理していくこととなったようにお聞きしてございます。

2点目、管理・運営に関する条例等は整備していますかにお答えいたします。

地方自治法第244の2第1項で、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと規定されており、ここでいう公の施設とは、主に行政財産の中の例えば公園や体育館、図書館などの公共用財産が該当し、それらの管理運営に関する条例等は整備していますが、旧三尾小学校は普通財産となっていますので、この規定は適用されないことから条例等の整備はしておりません。

3点目、マスタープランにある跡地整備計画について、既に検討されているのかにお答えいたします。

都市計画マスタープランで今後の活用を検討するとしていますが、今のところ目新しい活用方法はございません。しかし地方創生事業として平成29年度から日ノ岬・アメリカ村再生協議会、現在のNPO法人日ノ岬・アメリカ村の事務所として1室を利用しています。

4点目、現在校舎を含め、跡地の利用状況に問題ないですかにお答えいたします。

現在、旧三尾小学校については三尾地区に管理をお願いしており、雨漏りやエアコンの故障などがあれば町が修繕し、電球の交換などの軽微な修繕は三尾地区で対応していただいております。校舎、グラウンドを含め管理を三尾地区をお願いしていることから、利用状況の全てを把握しているわけではありませんが、問題はないと認識してございます。

5点目、遊具も整備の上、跡地に公園を設置しませんかにお答えいたします。

以前は旧三尾小学校にも複数遊具がありましたが、さびや腐食などの経年劣化や現在の規格に合わなくなったことなどから、区長とも相談し、現在は遊具を全て撤去した状態となっています。

今後につきましても、昨年の第2回定例会で議員からのご質問に対する回答同様、現時点におきましては、遊具の整備や旧三尾小学校に公園の設置は考えてございません。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） それでは、再質問させていただきます。

旧三尾小学校跡地について。まず閉校時の検討についてですが、廃校から16年も経過し、検討はそれより数年前の児童減少が顕著となった何年か前から統合のことで相談されていたようです。資料が残っていないんですね。書籍の保存期間を過ぎているということでしょうか。

文部科学省における廃校活用の進め方の中には、自治体から活用方策が示されている場合と、住民などから建物の保存・活用に対する要望がある場合のそれぞれのケースにより進め方が違うとありました。

旧三尾小学校跡地については、地域住民に運営、維持管理を委ねることとなったのでし

ようか。その当時のことは私全く知らないのですが、当時の三尾区長さんたちが中心になって、コミュニティー三尾として様々な活動をされていたのを記憶しております。校舎を使ってですね。子どもたちを遊ばしたりもしてくださっていました。

ただ、管理運営に関しては、普通財産のために条例等の整備はしていないとのご答弁ですけれども、廃校になったのは平成20年3月末で、普通財産になったのは平成30年と伺いました。またマスタープランにある跡地整備計画については、今のところ目新しい活用方法はないとのことですね。ということは、検討されていないということよろしいでしょうか。

NPO法人日ノ岬・アメリカ村の事務所としての平成29年度から使用しているのは、跡地整備計画ではありませんね。廃校当時はコミュニティー三尾としての活動はありましたが、現在は消滅しています。

また、運動場に関して、町長は利用状況の全てを把握していないが問題ないのご答弁ですが、子どもたちや他の区民の皆様が使用できていないのが現状です。プレミオグラウンドゴルフの皆さんが楽しくプレーされることは問題ではありません。結構なことだと思います。しかし、老人クラブのグラウンドゴルフの方々も、子どもたちも楽しく遊ぶ場所が欲しいとの声が寄せられております。子どもたちの遊ぶ場所、遊具もないんですよ。町長さんはそれでも問題はない、公園の設置は考えていないというお考えですね。じゃ、三尾の子どもたちはどこで遊べとおっしゃるのでしょうか。

以上のことからまとめて質問いたします。

廃校当時から普通財産に変更されるまでの期間、旧三尾小学校跡地はどんな名目の財産だったのでしょうか。

2番、旧三尾小学校の雨漏りやエアコンの修理はどのような名目で修理されているのでしょうか。

3番、マスタープランに上げている跡地整備計画は今後行う予定でしょうか。

4番、校舎を含め運動場が現状から見て、多くの区民にとっても憩いの場所になっていると思われませんか。

5番、私の令和5年第2回の一般質問の際、町長は三尾の子どもに遊具や公園は必要ないんですかとお尋ねしたら、そんなことはない、考えているわけではないというふうにご答弁いただきました。しかし、王子公園が充実すれば、また次にいろんなどころへというお考えもお伺いいたしましたが、しかし今回も、今後についても、旧三尾小学校に公園の設置や遊具の整備は考えていないとのご答弁です。やはり三尾の子どもたちには公園なんて要らないと思われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の再質問にお答えいたします。

子どもたちに遊具の整備や公園は要らないと考えていますかということですが、現時点において、私どももそういう子どもたちのお声を聞こえてきていないというのが現状です。

だからこういうふうにお答えさせていただいたのと、あと三尾の区長にも、子どもたちをまた遊ばせてあげてねというお願いも、私も先日会ったときにお話もさせていただいています。区長も、三尾小学校の近くに子どもたち来てくれているので、そうしますよというようなお答えもいただいております。だから現在についても、三尾区に管理をお願いしておりますので、三尾の区長にそういうお願いをしたという現状でございます。

あとについては、課長にお答えさせていただきます。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 順番に、質問で行政普通財産になった経緯等についてからになります。行政財産としての用途が廃校によってなくなりました。これから教育委員会から総務課へ所管は変わっております。地域のコミュニティーの場として以降は利用しておりましたが、平成26年からの地方創生の機運が全国的に高まりまして、美浜町においても地方創生事業に係る三尾地域の再生プロジェクトを担うという目的で、平成29年からアメリカ村再生協議会、その後、現在のNPO法人日ノ岬・アメリカ村の事務所として使用するに当たり、それを機会に平成29年に普通財産に種別替えをいたした次第でございます。

あとはマスタープランにおける跡地整備計画についてなんですけれども、これは跡地整備計画ということではなく地域別構想、三尾地域のその他の都市に関する施設の整備方針としてマスタープランでは定めております。内容としましては、地域活性化に向けてその活用方法についてという、議員おっしゃるとおりの地域住民と共に検討するとしております。活用につきましては、その必要があれば地域住民の方々と共に検討はいたしますが、今、活用方法については、校舎跡はNPO法人日ノ岬・アメリカ村の事務局や地方創生に係る事業やイベントでの活用、災害時の資機材や水、食料等の備蓄、避難場所としての活用、グラウンドも住民の方々が夏祭りやグラウンドゴルフなど軽スポーツなどを楽しんでおられますし、今後も同様にご活用いただくとおられます。

今のところ、これら以外の新たな活用はありませんが、新たな活用方法があれば、その都度検討したいと考えておるところです。

あとは修繕の内容につきましては、蛍光灯の修繕については地区の予算で賄っていただいております。内外壁等大規模な修繕がありましたら、町の予算において修繕費として修繕する予定となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） すみません、ちょっと私の耳が悪いのか申し訳ないですけども、1番目のその普通財産に変更されたのは、NPO法人の事務所として使う時点での変更だったということでしたかね。それ以前は何だったのか、ごめんなさい聞き漏らしたんですけども。それからですね、もうこれ3回目ですね。すみません。今お話伺って、例えば子どもたちの遊び場がないという声が町には届いていないということの町長のご答弁でし

た。届かないことの問題はないのでしょうか。この2点についてお伺いいたします。

それとすみません、もう一点、今マスタープランに関しておっしゃっていましたが、今使っているのは、校舎はほとんど、もちろん災害のときの避難場所として2階は使えると思います。十分使えると思うんですけども、その他あと防災の備品が置かれています。そういったものの使いはしていますし、特に私は今回ここで取り上げたのは、どこかの企業さんが入ってほしいとか、そういったことでは決してなく、住民の憩いの場所として住民の声をしっかり聞いていただきたいと思うことで、ここにあって取り上げさせていただきます。

町長さんも、運動場に来られたときに、使わせてあげてよと言って声かけてくださっていると今お答えありましたけれども、それで皆さんが、子どもが遊んでいる姿をお見かけしたことがございますか。そういったことも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 普通財産に至るまでの扱いなんですけれども、それまでは行政財産、いわゆる公共用財産としてございました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

もちろん区長とその話をしたときにですね、今まであんまり子どもいなかったんやけれども、近くにも子どもも来てくれたし、やっぱり遊びに来てくれたらいいよというような話もしていただいていますので、皆さんと協議して仲よく使っていただければなというふうには考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） すみません。今私のほうから、お声のほうが届かないというあたりについての問題はないのでしょうかということをお尋ねいたしました。

課長のほうからも行政財産だったとすれば、きちっとした条例があつてしかるべきではなかったのでしょうか。その期間の条例というのがあったのかなというのはちょっと少し疑問に思いました。

あとですね、このマスタープランの中に、住民の皆さんへのアンケートというのがあったかと思います。これのアンケートの中で、私は、他地区については今回は申し上げる立場にないんですけども、今回の質問の中で、子どもたちの遊ぶ場所をつくってほしいということの要望に関して、届いていないということのエビデンスとして、私、ほんまにはっきり言うてしっかりと見ていなかったんですが、しっかりこの機会に調べました。

三尾地区に関しての一番重要度が高く、しかも解決できていない問題点というのを上げておられますね。分類の仕方をされていたかと思います。その一番の高いのが、若い世代が安心して子育てができる環境づくりの充実というのが1番。その改善点数が15.8。

どの項目よりも、他地区に比べても一番高いです。2番、防災について強いまちづくりの充実というのが2番になっております。こういったことってというのは、やはり民意ではないかと私は思います。せっかくアンケートを取っていただいたんですから、こういったことも加味して、今の町はどうなっているの、もちろん他地区にもついても同じことやと思います。

これで一番、三尾地区が重点項目が重いという、右側の下のところなんですけれども、7項目もありました。ということは、住民の皆様が必要だと思っているのに十分対応できてもらっていない、こういう現状の中に三尾地区は置かれているということを、行政の皆さんはどのようにお考えだったのかなということを、最後に質問させていただきます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

声が届いていないのかとか、今のご質問だったと思いますけれども、私もお子さんのいるご家庭にお話させてもらったりするんですけれども、遊具が必要というなお声は今のところ聞いていないので。遊具を造るということになりますと、やはりいろんなけが等もありますので、職員も1か月に1度遊具の確認にも行っております。やはり遊具を造るのであれば、それぐらい気をつけていかなければならないということですので、今のところ王子公園に固めて、やっぱり遊具って固まったところに御坊市なんかたくさんあると思うんですけれども、そこへ行かれると思うんです。だから、人を来ていただくためには、遊具は充実したところに集めていきたいなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 申し訳ございません、再々の質問なんですけれども、町に一つくったから皆さんがそこに遊びに行けますか。ご高齢の方が子どもを預かって車に乗れんで行けへんかったら、どこで遊ばせるんでしょうか。

そういった事態、町長さんがたまたま道で出会った若い方がそうお答えになったかもしれません。そしたら何でこういうアンケートに出てくるんですか。私はね三尾に住んでいますし、三尾に昔から住んでいます。小学校の遊具に関しても、昔から私たちが育ったときからあったんで、それは危険もあるし、町民の方にもどういうふうに点検されていますかというふうに言いました。遊具をつけている以上はきっちり管理、点検してもらわんと困るよ、責任伴いますよ、そんなん当たり前のことですやん。

ただ三尾という地理を考えたことがありますか。町長さんは、申し訳ないですけども町長さんのご自宅から王子公園もえびす公園も近い、吉原公園も行こう思うたら行けます。三尾の人たちってバス使うか、車使うか。自転車に子ども乗せて行けますか。そのところをしっかりと考えていただきたい。もうそのところを私はしっかりと強調したいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3つ目あるよ。

○5番（山崎悦子君） もうちょっと、申し訳ございません。

次の質問を。最後の方に怒られてしまいます、すみません。申し訳ございません、最後です。

高齢者外出支援について質問いたします。もう申し訳ないです。

令和4年度は70歳以上の運転免許証を返納した方、または75歳以上だけの方で構成されている高齢者世帯の方々に、高齢者外出支援券が1世帯に1冊支援されていましたが、令和5年度から高齢者支援の対象が75歳以上になる方全員となり、外出支援券も1人ひとり1冊に変更されました。また、役場まで申請に来るのが大変な方に、配慮として地区の集会場に臨時窓口を設けるなど手厚い支援内容となり、高齢者が住みやすい優しいまちが実現されつつあると思います。ただ、地理的条件も加味してもらえたらさらにありがたいとの声があるのも事実です。

金銭的には全ての対象者に平等ですが、地理的条件等で利用できる回数が変わってきます。バスが利用できる、できない、買物や通院先での距離が長い、短い等の条件の違いによる利用回数の公平性は確かに否定できませんが、ただ、全ての対象者の個別条件を加味して公平性を維持するのも限界はあると思います。

そこで質問です。

地理的条件や路線バス運行の有無による支援額面の配慮は不可能でしょうか。例えば、三尾地区、和田地区、松原地区の大きく3つに分けて、外出支援券の枚数の公平性を調整するというのはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の3項目のご質問、高齢者外出支援事業についての地理的条件や路線バス運行の有無による支援額面の配慮は不可能でしょうかにお答えいたします。

高齢者の外出支援事業につきましては、以前から対象者の拡充、1人1冊の交付を求める声を多くいただいていたことから、議員ご質問のとおり令和5年7月から75歳以上の方全員が対象になるよう事業の拡充を行ったところでございます。対象者の拡充によりまして、令和5年度は申請数826人、使用枚数6万7,288件、拡充前の令和4年度と比較しまして、申請数は約2倍、使用枚数は約1.8倍と、さらに多くの方々に利用していただいております。

また、今年度も引き続き、路線バス運行に対する補助金を予算計上し、三尾地区内までの路線バス運行を維持してもらっているところでございます。

議員おっしゃるとおり、地理的条件等によって利用できる回数が異なることについては理解いたしますが、大きく分けた3地区の各地区内でも距離的にバスを利用できる方とそうでない方、またタクシー、バスを利用する頻度も個人によって違いますので、枚数の公

平性を調整することは難しいと考えます。

○議長（谷重幸君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 再質問させていただきます。

まさに平等と公平性の違いは難しい問題と考えます。また役場職員の業務の煩雑さも同時にあると考えましたので、大きく3地区でご提案いたしました。入山地区も和田地区から分けて4地区別の支援額を考慮していただけたらなという希望はあります。

地理的条件や公共交通機関の有無によって利便性は当然変わってきます。しかし、今年には特に異常な物価高騰の折ですから、高齢者住民の皆様が過敏にならざるを得ない現状もご理解いただいて、できる限りご検討いただけたらと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時45分です。

午前十時三十四分休憩

—————・—————

午前十時四十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

3番、古山議員の質問を許します。3番、古山議員。

○3番（古山経生君） おはようございます。3番、古山です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、1つ目の質問です。

美浜町都市計画マスタープラン内にある令和4年に実施された調査での町民の意向を見ると、充実させたい施設での圧倒的多数は食料品や日用品店で46.8%、次いで飲食店で25.1%、ショッピングセンターなどで16.2%、あとはほぼほぼ同数の15.7%で公園や広場以下もろもろ続いております。上位は主に民間企業によるもので、以前私が一般質問で提案させていただいたスーパー銭湯は、まさに町民の求めるニーズに合っていると思いましたが、あいにく却下されてしまいました。

この結果から、町として何とかできるものの中で、スポーツ施設や体育館などよりも公園や広場の充実のほうが高いニーズにあるということに着目しました。

美浜町の圧倒的の魅力と言え、日高川の河口から4kmにわたり広がり、また和歌山県の夕陽100選にも選ばれている煙樹ヶ浜ではないでしょうか。昨今のキャンプをはじめとするアウトドアブーム、さらには昨年度のHUB23のような地域資源を活用したリサイクルイベントもあり、美浜町の魅力発信をする気概はかつてなく増えているように感じます。

しかしながら、美浜町民が本当に魅力を感じながら暮らしているのかは疑問だと思います。近隣の日高町は平成22年からの10年で200人以上増えている一方で、我が町美浜町は同時期1,200人減であり、昨年の人口減少の割合が県内において2番目の高さ

という結果となっております。魅力を発信する機会は増えているにもかかわらず、美浜町の人口が減ってきている状態には危機感を覚えているのは私だけではないはずです。

この美浜町に煙樹ヶ浜という圧倒的な資源があります。この資源を活用して地元の方々も魅力を感じながら日常生活に満足できるような施設が必要であると考えます。具体的に言えば、地域コミュニティー機能を持った公園や施設の整備です。

例えば、子どもが行きたくくなるような公園があれば、親は必ず子どもについてきます。自然の中で無邪気に走り回れる公園は都市部で造ることは難しいですが、この美浜町では造ることができます。美浜町にある公園の半数は煙樹ヶ浜付近に附帯する形で現有しております。新たな公園の設置は多額の費用が必要ですが、既存の公園を再整備することで費用を抑えることができ、費用対効果を最大限に発揮できると考えます。他の市町村では十数億の投資をして公園を造っております。ただ、そのどれもが地域資源を活用した公園とは言い難く、また巨額の投資をすることで費用対効果の効果性も現実にしにくくなっております。私が想像する美浜町の公園では、費用を極力抑えつつ地元の魅力を圧倒的に発信できます。

前置きが長くなりましたが、ここから具体的な提言をさせていただきます。

まず、町民向けの設備として子どもがストレスなく無邪気に遊べる施設です。

子どもが川や海で遊ぶことは命に関わる危険性が伴いますが、公園の中を流れる膝下ぐらゐの水位と水量の小川を造ることで、子どもたちが危険なく遊ぶことができます。また、附帯する設備として足湯も考えております。親は足湯につかりながら子どもたちが遊んでいるのを眺める、そして目の前には広がる煙樹ヶ浜から広がる日本一の壮大な景色です。こんな日常が実現できる美浜町をつくることができれば、町民の居住満足度も確実に上がります。

当然、設備に係る費用は必要です。先ほども申し上げましたが、他の市町村では数十億円の経費を使って整備しておりますが、私が想像するプランは足湯だけであれば1,000万円程度の投資で済みます。小さな小川に関しては、規模によって値段は変わりますが億単位のものではありません。既存の公園や施設を活用することで懸念材料である費用を最小限に抑えることができます。また、対外的にはSNSを通じて20代から60代に広く周知することも可能です。

もちろん、何も手法を持たずにSNSの波及はないですが、美浜町商工会等の地域の経済団体と連携を取りながら、町が主要となって推し進めることで官と民が一体となって魅力の発信をするモデルケースをつくることもできます。予算を決めてターゲットを絞って、的確に周囲にできるのがSNSのよさでもあります。この美浜町が有して他の市町村にはない魅力を官民一体で広げていく、その礎を整備していきたいと思っております。

実際に砂浜を利用してプランディングを進めた結果、香川県三豊市父母ヶ浜では、5年間で観客は100倍の45万人、2019年の話です。経済効果52億円というような事例もあります。

そこで、町長に質問です。

煙樹ヶ浜キャンプ場に、低予算でアウトドア、サイクリスト、子ども、親、みんなが楽しめて何げないひとときの中でコミュニティーを感じられる小川と足湯のご設置のご検討をお願いいただけないでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の1項目のご質問、煙樹海岸キャンプ場の充実をの煙樹海岸キャンプ場に小川と足湯の設置をにお答えいたします。

ご質問の煙樹海岸キャンプ場に、低予算でアウトドア、サイクリスト、子ども、親、みんなが楽しめて何げないひとときの中でコミュニティーを感じられる小川と足湯を設置してはとのことですが、当キャンプ場は和歌山県サイクルステーションに登録していますが、キャンプサイトは保安林内ということと台風シーズンの越波の危険性もありますので、現時点においては小川や足湯の設置などは難しいと考えております。

引き続き、煙樹海岸など町の資源を活用した誘客施策を検討し、多くの皆様に当町へ来ていただくよう関係人口、交流人口の創出また観光振興を図っていきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 今、町長質問で越波の危険性を言うのであれば、越波の危険性を言うのであれば、今やっている若もの広場の改修も不可能になりますので、完全に矛盾していると思います。それを理由に何もしませんというのであれば、美浜町は自治体としての存在意義はないと思います。

以前、町長は災害を恐れていたら何もできないという旨の発言をしたと記憶にあります。台風シーズンの越波の危険性は重々承知しております。例えば、管理棟やシャワー室の周りへの設置はいかがでしょうか。既存設備は当然越波への対策が施されているものと考えます。その上で協議していただけるのであれば、小川や足湯の設置は不可能ではないはずです。

みはまみらい2030プランの23ページ、分野ごとの課題に記載のある、訪れる人が、町民がずっと住みたくなる豊かな自然と共生する持続可能なまちづくりを進めていく必要がありますの解決策を、この美浜町の美しい自然を使って、かつ低予算で構築できるのであれば非常に有意義な地域振興事業になります。同プランでも何度も出てくる美しい自然との共存を実現するために、足湯と小川の設置をお願いします。

足湯も小川も私の周りの町民の方々には評判はよかったです。越波の危険性以外でやりたくない理由を教えてください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の再質問にお答えいたします。

越波を理由にということだったならばほかの施設もということですが、台風の越波についてはキャンプ場が何回か越波の影響を受けておりますので、こういう答弁をさせていただきます。

ほかの施設については、台風の越波についての影響というのはそんなにないんですけども、あとですね古山議員、いろんなことは誘客のために考えていただいているんだなというふうには思っております、温泉でも湧いていれば、本当にこういうことをすれば、皆さん、人も集まってくれるんやろうなというふうにも思うところがございますが、やはり先ほども申し上げましたように、それだけの施設ということになりますと、やっぱり何ていうんですか、やっぱり足をつけることで子どもたちの、今またいろんなコロナの関係もまた増えてきているというのを聞いておりますし、除菌とかそういうことも必要になってくると思います。そういう面でもやはり難しいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 今までについている既存のシャワー室や公園、トイレ等は越波の対策とかはしておられるんですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 今の管理棟なんかもシャッターをつけましたり、今まではシャッターとかなかったんですけども、シャッターとか、あとトイレについても閉めるようには、台風襲来するときにはそういう対策は進めております。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） では、2つ目の質問にまいります。

中高生のためにバスケットの HALF COURT を第1若もの広場に設置してほしいと、昨年12月に一般質問させていただきました。そのとき答弁で、町長よりバスケットの HALF COURT については、今進めている第1若もの広場の改修に追加できるかどうかはちょっと今のところ分からないんですが、確認していきたいとは思っていますというお答えをいただきましたが、検討の結果、却下されました。

以前にも申し上げたとおり、中高生が遊ぶ場所は美浜町にはほとんどありません。限りある予算を少しでも子どもたちや若者に割いていただきたいと思い、質問させていただきました。

バスケットの HALF COURT の設置の検討後、却下された理由をまずお教えいただきたいのと、若者目線では魅力的だとは言えない美浜町のこの現状において、バスケットコート以外の代替案を教えてください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の2項目の中高生に集いの場をの1点目、バスケットの HALF COURT 設置の検討後、却下された理由はにお答えいたします。

令和5年第4回12月定例会におきまして、バスケットの HALF COURT 設置を現在進めている第1若もの広場の改修に追加できるか確認したところですが、その後、教育課ともいろいろと協議した結果、設置場所や予算の関係上、難しいという結論に達したところでございます。

2点目のバスケットのハーフコート以外の代替案はにお答えいたします。

現在、美浜町内において、中高生が自由に遊べる場所ということですが、美浜町の子育て施策の方針として、議員が12月議会でご指摘されたように、家で閉じ籠ってテレビを見たりゲームをしたりするほうがよいと考えているわけではございませんが、そういった施設を新たに造ることは難しいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 場所や予算、若もの広場への設置が難しいということであれば、例えば吉原公園から第1若もの広場にテニスコートを移転し、空いた吉原公園のほうになら設置できるのではないかと素人なりに考えが浮かびますが、いろんな協議とは誰と具体的にどのような協議がなされたのかを教えてください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） まずは、第1若もの広場については当初7億という金額出たときにですね、やはりもう要らないところを削ってもらってというような、当初の設計額より削減していたことが、まず一つです。それと、私としましてもいろいろ模索もいたしました。適当な場所ないかなということも模索もしたんですが、やはりバスケットとなると、なかなか公園内にも子どもたちが遊ぶ遊具の端では難しいんじゃないかとか、そういう協議もしてございます。

あとですね、希望する方については、バスケットのコートはまた体育館のほうにもございますので、現在ある施設をご利用いただけたらと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） バスケットハーフコート以外の代替案はないと、こちらの紙には新しいのを造ることは難しいと書かれているんですが、ここでは若者に割く予算もない上に案もないということが分かり、非常に残念です。バスケットコートも駄目、スケボーも駄目、かといって代替案もないということは、まさに家で閉じ籠ってテレビを見たり、ゲームをしたりするほうがよいと言ってるようなものではないでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員にお答えいたします。

決して先ほどもお答えしたように、そのほうがよいという考えではございません。

ただですね、やはり先ほども今、スケボーとおっしゃいましたけれども、スケボーに関しても民家の近くではなかなか皆さんやっぱり苦情があるんですね、役場のほうへも。そういうことも考えましたら、民家のないところとなったら、なかなかそういう施設も難しいというふうに考えてございますので、それに代わるようなことをというのは、今のところ何も考えがないということでございます。

○3番（古山経生君） 分かりました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員の質問を許します。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問を行いたいと思います。

煙樹海岸活性化基本構想の中の水産加工販売施設について質問させていただきます。

まず、前提としてお伝えしておきますが、私はこの施設の設置について今現在反対の立場にある者ではありません。それどころか煙樹海岸活性化というところで、基本的には賛成の気持ちではあります。ですが、今年度において施設の設計を行っていくというところとなり、老婆心ながら質問させていただきたいと思いました。この問題については、過去に全員協議会や総務産業建設常任委員会、また同僚の一般質問等において数度の説明を受けていますが、いま一度お聞かせください。

同僚議員の一般質問に対する答弁として、販売物の調達につきまして主たるところは紀州日高漁協からと考えています。運営形態は指定管理者の指定を行いたいとの答弁でした。また、総務産業建設常任委員会において、課長からは水産基盤整備事業費用対策効果分析のガイドラインに基づいて、水産加工販売所の整備によって得られる便益を行っています。B/C 1以上、通常の、ここはそのときの課長のおっしゃった言葉をそのまま言っています。B/C 1以上、通常の事業採択となっています。次のページでもうちょっと細かい計算がございますけれども、この表の下段にB/C 2.7ということなので、十分費用対効果が上がるということでございますという課長のご説明でした。

また、別の全員協議会では事業計画のようなものはないかと問いに、副町長は一応、これも副町長のお言葉です。一応、加工販売所の運営収支の見通しというのを委託した会社のほうで調査して、全で一応人件費部分も含めて一応出ています、工事費も含めてとの説明を受けています。

加工販売所に関しては、第1若もの広場の件とは違い、建てたらほぼ終わり、造ったらほぼ終わりというものではなく、事業として継続していかなければならないものです。町の事業ということなので交流人口や関係人口等、民間の事業と同じではないことは承知しています。

そこで、私の中の不安を払拭するため質問します。

1点目、副町長からの説明にあった委託した会社の調査の内容、結果というのを教えていただきたいと思います。

2点目、総務産業建設常任委員会において、課長から示された資料にあるB/C 2.7の根拠となる総括表、漁業関係者便益4億17,089千円とありますが、これの根拠または計算式などを教えていただきたい。

よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の1項目のご質問、煙樹海岸活性化基本構想の中の水産加工販売施設についての1点目、副町長からの説明にあった委託した会社の調査内容、

結果とはと、2点目、B/Cの根拠また計算式とは一括してお答えいたします。

まず、調査は令和4年度に実施した費用便益分析業務によるものです。その費用便益分析は水産庁漁港漁場整備部が発行している「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」に沿って行っています。費用便益分析の基本は、データや統計資料を引用しながら想定をし、事業に係る費用や便益につながる要素を抽出し算出、その結果を積み上げ最終的に費用便益を導き出すもので単純な計算式ではございませんので、そのあたりご理解願います。ガイドラインによると、原則、漁場関係事業測定の期間は30年とされています。また、社会的割引率は資本機会費用により設定するとの考えの下、国債等の実質利回りを参考に今回は4%に設定しています。

先ほども申し上げましたが、データや統計を用い想定した運営体系による人件費や営業利益などの収支計画、漁業者便益の算出や地域雇用などによる地域便益、施設利用者便益などを分析、積み上げたベネフィット、総利益に対し、建設費用や維持管理費用の積み上げで得たコスト、総費用で除し結果を求めています。そういった計算、分析の結果がB/C 2.7といったこととなります。ただ、この数字だけにとらわれることなく、複合的な視野でPRし集客していく必要があると考えます。

また、さきに申しましたとおり、費用便益分析では様々な要素を算出して行いますが、その一部である漁業者便益の算出方法はガイドライン「直売所・飲食店整備等の販賣の創出による水産物の消費拡大効果」に該当し、ガイドラインによれば漁業者の年間便益の計算は整備後と整備前の販売量の差に平均単価を掛け、年間の必要経費を差し引いて得た額が年間便益額となりますが、今回は収支計画を算出しているため、水産物の原価に当たる部分と考えられるため、漁業者が水揚げし販売所に引き渡して得られる利益といったこととなります。それを基に漁業者の利益を算出、施設設置から30年後まで利益や年間必要経費、割引率などを積み上げた数字が漁業者便益4億17,089千円に当たります。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまのご答弁によると、私の1点目と2点目、これは中身は一緒やということで、そういう解釈でよろしいでしょうか。

便益の計算式が簡単ではないので理解をとのことですが、私自身も自分自身理解できないような難しいことを伺うつもりはありません。

答弁いただいている中から再質問したいと思っています。

1点目として、データや統計を用い想定した運営体系による人件費や営業利益などの収支計算というふうに、今お答えいただきましたが、この想定上の収支計画の詳細を教えてください。例えば、年間の営業日数、人件費、固定費、総売上げ、売上げに対する仕入れの割合、利用者数の予測等、できるだけ詳しく教えてください。

先ほどの答弁で、漁業関係事業測定の期間30年とされているとのことなので、漁業者便益の算出や地域雇用などによる地域便益、施設利用者便益などを積み上げたベネフィット

とあるが、このことの根底には、水産加工販売施設が大きな黒字とは言わないまでもしっかりと自立した事業展開が長期にわたり、約30年ですよね、今のお言葉では、できているということが基本である、そういうふうに思います。そのためにもしっかりとした収支計画を詳細に教えていただきたいとします。

この加工施設については事業指定管理ということなので、うまくいかないと長期にわたって補助をし続けなければならないこともあり得るのではないかとするので、より慎重に考えていかなければならないとします。ですから、先ほどお伝えした年間の営業日数、人件費、固定費、総売上げ、売上げに対する仕入れの割合など、できる限り教えていただきたいとします。

2点目として、漁業者便益の4億17,089千円に関してですが、この答弁では、ガイドラインによれば漁業者の年間便益の計算は、整備後と整備前の販売量の差に平均単価を掛け、年間の必要経費を差し引いて得た額が年間便益額となりますとあるが、今回は収支計画を算出しているのに水産物の原価に当たる部分と考えられるため、漁業者が水揚げして販売所に引き渡して得られる利益といったところにありますとありますが、紀州日高漁協のここ数年の水揚げ総量、金額ベースでと主な水揚げされた水産物の種類、先ほどの同僚議員のここに関するご答弁の際に、多様な水産物というようなところがあったと思うんですけれども、多様な種類の水産物の確保というようなところがあったと思うので、多様というところも含めて、この主な水揚げされた水産物の種類というところをお示しいただきたいとします。

よろしくをお願いします。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、1点目のほうですけれども、統計データということでございますけれども、まず通行量についてはですね、和歌山県道路交通情勢調査、通称道路交通センサスですけれども、それによって導き出しております。それと、全国街路交通情勢調査、近畿臨海部の調査においてですね、平均搭乗者人数を抽出しております。

あと、観光客につきましてはですね、和歌山県観光客動態調査を引用しております。これは購入率ですけれども、民間会社の小売業のデータ分析を行っている会社のほうからですね、その購入率についての数値を引用しております。

あと、パーソントリップ調査というのがございますけれども、これは自動車交通について、どれだけの目的を持ってその地へ行っているかというようなところの調査があるんですけれども、和歌山県においては、目的調査のうちですね23.3%が自由目的であるというふうな結果が出ております。

あと、データについてはですね、国土交通省中部地方整備局が定める道路設計要領、一般パーキングでは10%、サービスエリアでは17.5%という数字を引用しております。

あと、従業員等の年収等の部分ですけれども、管理者については和歌山県の一般労働者

賃金を引用しております。あと、従業員についてですけれども、インターネットで募集されている同業種の賃金を引用しております。

それで、まず、人件費についてですけれども、開設当初は先ほどの答弁にもございましたけれども、最初はちょっと立ち寄り率が低い可能性がございますので、従業員を1人雇っていくと、そういうふうな中で3年目以降ですね、水産事務員と水産加工及び販売を行う従業員を3名雇う計画となっております。この計算の中ではですね年間200日の勤務を想定しています。1日8時間。そういうふうなことで給料体系を求めて販売上の給料の合計、それと10%の福利厚生費を見込んだ額となっております。

あと、売上げの見通しですけれども、もう単純に見通しだけでよろしいですかね。売上げの見通しですけれども、当然、最初からこう黒字になるというようなことはなかなか難しいかなというふうに考えておりますけれども、今、想定ではですね、開設年度は当然営業利益が約7,000千ほど人件費を差し引いた部分でマイナスというふうなことでございます。最終的に30年後、30年後についてはですね、30年後の売上げは割引率等をですね差し引いて約34,000千の収入となっております。ここについてはですね当然原価率というところがございますので、最初のうちは原価率を高めを設定しながらですね、徐々に原価率を下げていくというふうな形のシミュレーションも行っております。

全体的にはそういうふうなことでございますし、当然年間必要経費ということになりますと、販売場等でございますので、いろいろ施設の外観等のメンテナンスも必要になってくるかと思っておりますし、従業員の当然給料なんかも必要になってくると。それと、漁業者への支払いですね、納めてくれた人の支払い、そういうところをいろいろと細かに細かに計算しておるというところでございます。

あと収支計画、しっかりとしたというふうなことをですけれども、これは費用便益を算出する上でですね、答弁にもございましたけれども、掛けたコストに対して見合う成果、そういうふうな部分、便益がどんだけ得られるかというようなところでございます。

今は紀州日高漁業組合のほうでお願いしたいというふうな答弁でありますけれども、このところではですね、まだ先方さんのほうにもですね具体的ないろいろアプローチというのはかけていないことはないですけれども、やはりいろいろと何ていうんでしょう、会議体の中で皆さんの合意形成を図っていく必要があるというところでございますので、そこにこう直ちに決まったわけではないというところは申し添えておきます。

それと、この収支計画についてもですね、仮に指定管理者が行うと想定するとですね、やり方というのはいろいろあると思います。我々が考えた一般的な部分でこう費用便益を出したというふうなところで、実際やってくれる漁業者なのか、漁業者と一緒にそういうふうな専門家がジョイントでするとなると、もっと効率よくするかも分かりません。そのところは、だから一般的な考えの下、統計などを用いながらですね計算したという結果でございます。

あと、すみません、ちょっと幾つかございましたので抜けているところがあれば、また

ご指摘くださればと思います。

それと、あと2番の件でございますけれども、4億何がしという数字についてはですね答弁のとおりでございます。

あと、日高まあま漁協の収入とかですね、一番取れたとこというようなご質問ですけども、そこについてもですね先ほど申しましたとおり、まだそこに決まったわけではございませんので、今、この費用便益をやっていく中ではそういうふうな、どこに指定管理をすとかですね、どこに何々をお願いすとかですね、というのは、全く考慮していない費用便益になっております。ですので、漁協の売上げ等は今、私ども把握しているところではございません。

それと、あと多種多様な魚種というのは、前段の谷進介議員の質問の中で答弁もございましたけれども、そこについてもですね、こういうふうな課題としてやっぱり客を集めるためにそういうふうな課題、こういうふうなところが課題になってくるよというふうなご指摘もこの業務の中でいただいておりますので、その中で、そういうふうにかかせていただいたというようなことでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今ね、最初のところまあまあ、売上げに対する仕入れの割合等というようなこともお聞きしたんですけども、年間200日ぐらい開けると。今お聞きした中で、もうちょっとあれやなと思うんですが、これは自衛隊の周辺整備のお金を充てられると、大きく充てられると。その際に漁業振興をうたってられるということで、基本的には美浜町で上がったお魚というふうなところやという話を聞いています。

それで、ですから紀州日高漁協というふうなお伺いしたんですが、同僚議員の前回の一般質問の折にも、基本的には紀州日高漁協という名前が出ています。この名前が出たところのここ数年の売上げ、水揚げ、これを考慮に入れずにこういうことって考えていいんですか。紀州日高漁協云々がなしにこの建物をする、北海道から何です、サーモンでも引っ張ってきましようとか、那智勝浦からマグロでも引っ張ってきましようとか、そういうことを全てできる、その中でやっていくんやと言うんなら、なるほど、膝を打つところもあると思うんですけども。

紀州日高漁港が駄目という話じゃないんですよ。ここの数年の水揚げ云々とか、水揚げされた種類とか、ここを考慮に入れずに、こういうB/Cをつくっていくというのは、これ正当な話なんですか。そのへんのところ、ちょっと外れるか分からんけれども、しっかり教えていただきたい。

お金の出どころ、自衛隊からの周辺整備、この周辺整備を使うことによってこういう制約があります、こういう制約があります。ですからこうなってます、ですからこうします、ここの制約はないんでこうできます。例えば、聞くところによると農産物も置けません。漁業振興というくくりがあるから。そういう中でどれだけの売上げを上げていけるか。そ

を聞きたい。そこをどうやってやっていけるかを聞きたい、実際の話のどこ。にもかかわらず、この主要となる漁協の状況が分からない。分かっているのかもしれませんが。そういう状況、このB/Cを策定した、ここも分かりません。

ですから、いま一度、お聞かせ願いたいんですけども、自衛隊のそれを使うことによって制限されること、制限されないこと、これはできますよ、ですからこういう展開できますよというのありましたら、私の思っているところ以上に広がり得ることがあるんだったら、また教えていただきたいと思います。どうですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 失礼しました。

まず、最初に割合ですけれども、私、割合と言いましたが、原価率の話でさせてもらったつもりでございます。

周辺整備についてですね、いろんな制約がかかることがあるかというところでございますけれども、まず1点目はやっぱり漁業振興に関わることというところが大きな部分でございます。

その中でですね、令和3年度にですね防衛省周辺整備助成事業計画調査業務というのを行っております。その中でこれもまあコンサル発注したんですけども、その中で抽出した事業の中でですね、いろいろとこういうふうな周辺整備で行える、また行った事例がある、そういうところを調べてですね、今回の水産加工販売所に至ったというところでございます。

議員おっしゃられるとおりの水産振興ですんで、農産物のというのは当然そういうような制約もかかってきますけれども、そのあたりはですね、できた建物の中でそういうふうなことをするのは当然駄目ということになりますけれども、外れたところでは十分可能な部分はあるかなど。据付けの店舗じゃなしに、テントを張ってそこで売るとか、そういうようなことはイベントとしてはできるというふうに思っております。

それと、あといろいろな魚種でとか、漁業組合のというようなお話でございますけれども、この費用便益という本業務の中でそこまでの正当かと言われると、ガイドラインに沿って行っている費用便益であるというふうに考えておりますんで、これは正当であるというふうに思っております。その中で、漁協さんのというお話もありますけれども、あくまでもその費用便益を行う中での時点では、どこでというふうな当然話もございませんでしたし、希望としてはやっぱりそういうふうなところ、これ漁協じゃなしに、このときは漁協というところの部分は頭にありながらもそこに決めつけた、そこにターゲットを絞った別に業務ではございませんので、これについては何ら問題ないと考えております。それと、いろいろな魚種ということですが、やっぱり同じような魚種ばかりであると、やっぱりなかなか売上げというのもどうなのかなというふうな考えは、私持っております。その中で、仮に名前の出ている団体さん、漁業組合さんがもしされるとしても、いろんな流通の中でそういうふうな魚を入れて全体的な売上げを上げていくというのは、業者さんとし

てはどういうんでしょう、まあ何も問題ないのかなというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） いろいろあるとは思いますが、ここのその答弁の中で、ガイドラインによれば漁業者の年間便益の計算は、整備後と整備前の販売量の差に平均単価を掛けとなっておりますよね。これも整備後と整備前ということは、これどこを指して、どこの漁業者を指してる。それが確定せんかったらここって出ませんよね。これ日本全部ですか、美浜町でしょう。そこの差に平均単価を掛け、年間の必要経費を差し引いて得た額が年間便益額となりますというふうにお答えいただいています。まあまあその後今回の収支計画は算出しているんで、水産物の原価に当たる部分と考えられるため、漁業者が水揚げして販売所に引き渡して得られる利益というふうにお答えいただいています。

このここにある漁業者、これは誰を指しているんですか。和歌山県全部の漁業者ですか。日本全部の漁業者ですか。当初、これ美浜町のことなんで、多分私は美浜町ではないかというふうに推察したので、ですから紀州日高漁協のというふうにお尋ねしました。その際にそこは分からない。ちょっと話がちぐはぐになってしまってるんで、この辺しっかり、ねえもう最後ですので、この整備後と整備前の販売量の差云々、ここどこの漁業者を指して言っているのか。今回の収支計画が算出している水産物の原価に当たる部分、漁業者が水揚げして販売所に引き渡して得られる利益、前と後なので、前はあるはずなんで、水揚げして販売所に売り渡して得られた利益、これはどこの漁業者を指しているのか。このへんのところを最後にひとつお願いします。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

最初の答弁の下部のほうにある、議員おっしゃられる漁業者の年間便益の計算は、整備後と整備前の販売量の差に平均単価を掛け年間に必要経費を差し引いた額が年間便益額になりますが、今回は収支計画を算出しているんで、水産物の原価に当たる部分と考えられますというふうにお答えさせていただいておりますので、整備後、整備前というのは、別の収支計画のその部分に置き換えているという意味でございます。

収支計画というかその部分についてはですね、収支計画で算出している水産物の原価に当たる部分で考えられるので、漁業者が水揚げし販売所に引き渡して得られる利益ということで答弁させていただいております。

それと、漁業者ということですが、当然美浜町の漁業者というようなこととなります。そこについてですね、どういふんでしょう。ちょっといろいろと矛盾があるんじゃないかというふうなお話ですが、この時点では漁業者というふうにごうたわせていただいております。この漁業者というのは別に漁協という想定をしてないので、どこの漁業者でも可能であればあり得るというふうな解釈をしております。ですので、そういったところの漁業者から仕入れるというのが可能性としてはあるという部分で、あとこの施設をして魚を売ったり買ってもらったりすることによって、美浜町の漁業者の当然水産振興に

もつながるし、ここに店としての販売所としての利益も上がれば、従業員さんもおられるのでそこに対しての水産振興にもなるというふうなことでございます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） あのねえ、なかなか難しいご答弁やとは思いますが、もうあれなんですけども、これ最後に一つだけ美浜町の水産振興という頭ですよ、スタートは。美浜町ですもんね。ですから日高漁協というふうに私は考えたんですけども、今のね課長のお話では、どこの漁業者でも構わんというようなお答えやったように思います。

ならば、なぜ同僚議員の質問の折に、紀州日高漁協をメインとして考えているというのをお話しになったのかとか、いろいろ疑問はございますが、この3回、4回とかという中ではなかなか難しいと思いますので、今後も、今後もと言っても今年度中に設計業務というふうな話になってくるんで、そんなに悠長なことは言っていられないと思いますが、もうちょっといろいろ考えさせていただいてまたよろしくお願ひしたいと思いますので、本日はここで終わらせていただきます。

○議長（谷重幸君） もう1個あります。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） はい、すみません。では、次の質問にいきたいと思います。

町制施行70周年記念事業、これについてです。

12月1日の当日まで半年を切りました。現時点における詳細な記念事業の計画と進捗状況、これを教えていただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の2項目のご質問、町制施行70周年記念事業についての記念事業の計画と進捗状況はにお答えいたします。

美浜町は昭和29年10月1日、三尾村、和田村、松原村が合併し美浜町が誕生して令和6年で町制施行70年が経過しようとしています。

現在まで様々な時代を乗り越え70年という歳月がたつに当たり、今回70周年記念事業イベントを12月1日、日曜日に開催したいと考えています。

コロナ禍でうつむきがちだった町民に夢や希望を抱いて再び空を見上げてほしい。美浜町をこれまで築いてくださった先人の皆様に感謝の気持ちを伝えたいとの私の強い思いもあり、全国に多くのファンを持つ航空自衛隊の航空祭や国民的な大きな行事などでエアショーを披露する専門のチーム、ブルーインパルスに展示飛行していただき、70周年という歴史に花を添えていただくことになりました。

また、煙樹ヶ浜において、16年ぶりの花火大会では今まで経験のない冬花火を楽しんでいただきたいと考えてございます。またブルーインパルスから花火大会の間には各種イベントを実施したいと思います。

まず、ご質問の美浜町制施行70周年記念事業の計画については、令和6年第1回定例会の一般会計予算において、町制施行70周年記念事業補助金として15,000千円を計上し、お認めをいただきました。

その後、町制施行70周年記念事業実行委員会を開催し、内容を協議した結果、イベント始めにブルーインパルス展示飛行を行い、花火大会で終わりにしたいと考えています。また、ステージイベントや产品销售、「はたらくくるま」の展示などを考えています。

次に、記念事業の進捗状況につきましては、時間や内容など現在調整中でございます。

その他につきましては、今回のイベントはブルーインパルスが来ていただけるということもあり、他市町村の情報によればブルーインパルスの集客力は想像を絶する規模の集客が見込まれるという情報も分かってきたことから、町内外において交通渋滞や来客者の安全面での懸念等が予想されますので、警察署等と協議が必要になってくると同時に、駐車場の確保や人員輸送方法など大規模イベント運営の経験のある専門業者にも現在、費用面も含めて相談しているところであります。

何分時間的にも余裕がない中ではございますが、鋭意準備を進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方にもご協力のほどよろしく願いいたします。

とにかく、和歌山県で2番目に小さいまち美浜町を全国にアピールできるチャンスですので、全職員で取り組んでまいります。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、再質問をさせていただきます。

70周年記念事業の計画内容については、はい、分かりました。進捗状況というところは私的にはまだ不安も残るのですが、鋭意準備を進めているとのことなので、よろしく進めていただきたいと思います。

また、記念事業当日まで半年を切ってきた現時点で、何らかの方法で機運を盛り上げていくことも大事ではないかというふうに思いますが、あの砕けた話、私、祭り大好きなんで、お宮の前で四つ太鼓さすときに、ゆっくりしたヨンヨイから、だんだん早なって、さすときにドンといくような機運の盛り上げ方というのはあると思うんです。これはもうあの祭りやさかどうのとかという話ではないんですけど。

ですから、そういう機運を盛り上げていくというようなこと、ポスターを貼っていくとか、そろそろ着手していてもいいんじゃないかなと思いますけれども、町長どうお考えでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

本当にそのように盛り上げていきたいと思っておりますので、いろんなお手伝いいただける、ご協力いただける方たちと今、一生懸命こう調整しているところですし、私もいろんな場面で皆さんにこのことをPRしてますし、先日、BSよしもとのところでも皆さんに来ていただけるように発信しているところです。

ただ、本当に全国にファンを持つブルーインパルスが来るということで、交通渋滞等も考えられますので、関係課とか実行委員会のほうでもいろいろとそういうことを協議をしているところでございますので、どうか成功できますように皆様と共に頑張りたいと思います。

ます。 議員の皆様もご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○6番（碓井啓介君） 終わります。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時四十七分散会

再開は、明日20日午前9時です。

お疲れさまでした。